

## 「統計の整備は、日本再建の基礎事業中の基礎事業である」

終戦直後から我が国の統計の立て直しに尽力し、昭和24年に吉田茂内閣総理大臣の命を受けて統計委員会の初代委員長に就いた大内兵衛（ひょうえ）氏の揺るぎない信念

## 「国家の存するところ統計あり」

19世紀フランスの統計学者モーリス・ブロックの言葉

- 統計は、過去を振り返り、今を知り、未来を見通すための指標として、政府の政策決定はもとより、事業者や国民の意思決定に幅広く利用され、まさに社会の発展を支える基礎。
- 統計は、それを直接利用している政策担当者や研究者、事業者だけのものではない。社会の基盤となる情報であり、すべての国民にとっての共有財産。
- 統計は、人口、経済、社会等に関しその集団の状態を客観的に把握することで、国や社会の姿を映し出す「鏡」となり、進むべき方向を示す「羅針盤」。
- 統計は、マクロの視点に立って集団の状態を全体としてとらえるだけでなく、経済や社会の内部構造に迫り、そのメカニズムを解明する「内視鏡」。
- 統計は、実践的な意思決定に際しての基礎情報というだけでなく、学術研究においてマクロ・ミクロ両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支え、社会を一層豊かなものにすることに大きく貢献。
- 国際社会における相互理解や経済社会の各分野の開発の促進という観点からも不可欠な情報基盤。

# 統計の重要性

- 原則1 公的統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的な社会の情報システムにおける不可欠な要素を構成している。この目的のため、公的な情報利用に対する国民の権利を尊重するよう、公的統計機関は、実際に役に立つ公的統計を公正にまとめ、利用に供しなければならない。
- 原則2 公的統計への信頼を保持するために、統計機関は、科学の原理と専門家としての倫理を含む厳密に専門的な見地から、統計データの収集、処理、蓄積及び公表の方法及び手続を決定する必要がある。
- 原則3 データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の情報源、方法及び手続に関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない。
- 原則4 統計機関は、統計の誤った解釈及び誤用に関して意見を述べる権利を有する。
- 原則5 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録など全ての種類のデータ源から入手し得る。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告者負担の観点からデータ源を選定すべきである。
- 原則6 統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人に関するものであれ、法人に関するものであれ、厳重に秘匿されなければならない。統計目的以外に用いてはならない。
- 原則7 統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。
- 原則8 国内統計機関間の調整は、統計システムの一貫性及び効率性を達成するために不可欠である。
- 原則9 国際的な概念、分類及び方法を各国統計機関が用いることは、全ての公的レベルの統計システムの整合性及び効率性を向上させる。
- 原則10 統計における二国間及び多国間協力は、全ての国の公的統計のシステムの改善に寄与する。

「国連の公的統計の基本原則（1994年国連統計委員会採択、2013年前文改定、2014年総会決議）」  
（総務省ホームページより抜粋）

# 統計の重要性

## ○統計法の基本理念

- ・ 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- ・ 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- ・ 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

## ●統計法（平成十九年法律第五十三号）

### （基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。